Ⅷ. パソコン



◆ 家庭から廃棄されるパソコンを回収･再資源化する ＰＣリサイクル ◆



平成15年(2003年)10月1日より施行された｢資源有効利用促進法｣に基づき、
使用済みパソコンは各メーカーが回収し、部品や材料をより有効に再資源化していきます。
※ ＰＣリサイクル開始以前に購入されたパソコンは｢回収再資源化料金｣の負担が必要となります。

出し方について

ＰＣリサイクルの対象となるパソコン製品



デスクトップ
パソコン本体



ノートブック
パソコン



ＣＲＴディスプレイ
ＣＲＴディスプレイ一体型パソコン

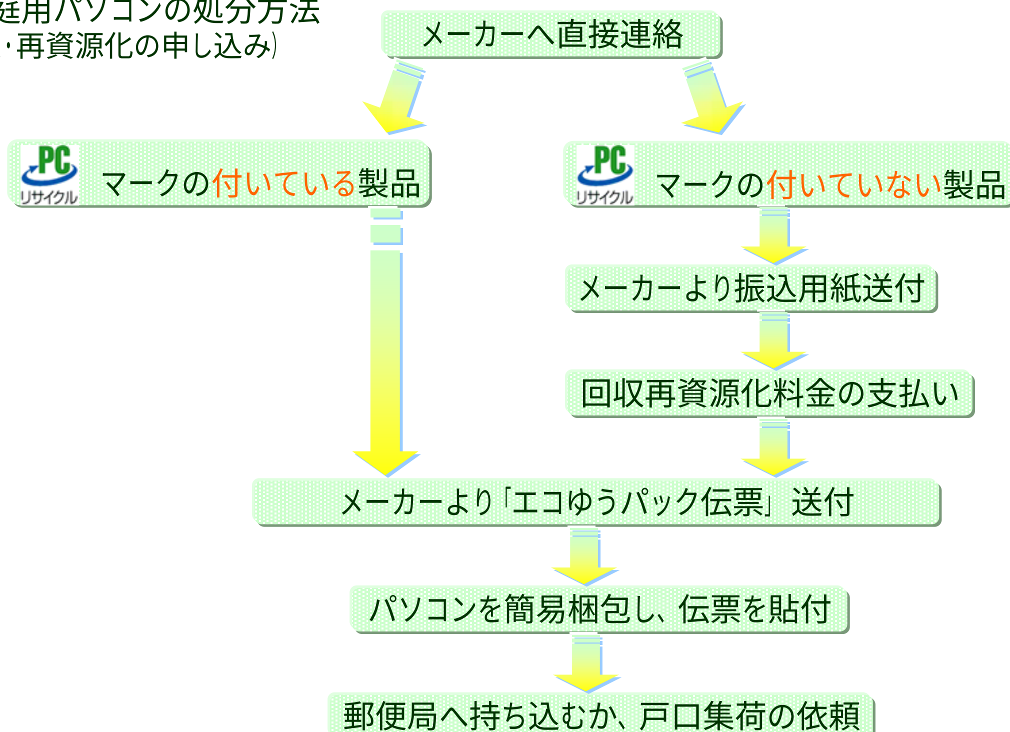




液晶ディスプレイ
液晶ディスプレイ一体型パソコン

･ご購入時の標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)は一緒に回収します。
･プリンター、スキャナー、ワープロ、ＰＤＡ、ワークステーション/サーバー、ゲーム機、
取扱説明書/マニュアル、CD-ROM などは対象外です。

一般家庭用パソコンの処分方法
(回収･再資源化の申し込み)



ＰＣリサイクルマークの付いている製品は、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。
ＰＣリサイクルマークのない製品、平成15年(2003年)9月までに販売された製品および回収する
メーカーがない製品(自作・メーカー倒産等)は[パソコン３Ｒ推進センター]が有償で回収・再資源化します。

一般家庭用のＰＣリサイクルの問合せ

有限責任中間法人パソコン３Ｒ推進センター　TEL03-5282-7685
FAX 03-3233-6091
ホームページ　http://www.pc3r.jp/home